

経済的な状況や居住地域、障害の有無等にかかわらず、  
安心して試験を受けられる配慮について（案）  
【これまでのご意見を踏まえて】

座長代理 川嶋太津夫

（1）基本的な考え方

- 大学入試に求められる原則②（受験機会・選抜方法における公平性・公正性の確保）を踏まえ、入学者選抜の結果を社会的に信頼されるものとするためには、受験機会や選抜方法における「形式的な公平性」を確保するとともに、地理的・経済的条件に配慮した受験機会の確保や、障害者差別解消法の規定に基づく障害者への合理的配慮の充実など「実質的公平性」を追求することが重要である。これらの具体的内容を一律に定めることは難しいが、各大学のアドミッション・ポリシーに基づき、積極的な取組が求められる。
- また、2040年の社会を見据えて高等教育政策全般について学修者本位の教育への転換に向けた包括的な提言を行った中央教育審議会答申「2040年に向けた高等教育のグランドデザイン」（平成30年11月26日）では、「誰一人として取り残さない」というSDGsの考え方を踏まえ、全ての人が必要な教育を受け、能力を最大限に発揮する社会の構築を念頭に置き、高等教育を多様な人材が集まり新たな価値が創造される場にするなど提言しており、大学入学者選抜においてもこうした基本的な考え方を踏まえる必要がある。

＜これまでの主な意見＞

- 令和元年に子供の貧困対策の法令が改正され、生活保護世帯の大学進学率が指標として規定された。大学入学者選抜実施要項にも「年齢、性別、国籍、家庭環境等に関して多様な背景を持った学生の受入れに配慮する」との文言が盛り込まれている。国の政策がこれに逆行してはならない。
- 入試全体における格差の緩和について、中等教育及び高等教育の漸進的な無償制導入等の上位政策目標と整合的な施策を打ち出す必要。
- 社会経済格差の問題は教育を論じる際には避けて通れない。文科省にも大学にも突きつけられた課題。
- キャンパスの多様性の確保は、苦しい立場の者に配慮するというだけでなく、議論や発想に多様性をもたらす、教育環境の質を高め、他の学生にも裨益するという視点も重要。
- 本会議は当初は記述式・英語が発端だったが、多様な背景を有する者の教育機会という大きな問題に発展したのは画期的。
- 例えば総合型選抜で留学を評価すると家庭の経済力が影響する。公平性・公正性の観点から、多様な経験の評価に留意すべき。
- 公平性の担保は重要だが、不公平をゼロにすることは不可能であり、現実的な判断が必要。

## (2) 大学入学者選抜の受験機会における地理的・経済的条件への配慮

### (入学者選抜のオンライン化の推進)

#### 【※第23回会議「ウィズコロナ・ポストコロナ時代の大学入学者選抜【案】」において討議】

- 令和3年度入試においては、コロナ禍の中、総合型・学校推薦型選抜等において、面接試験がオンラインで実施される大学が増えたが、今後も、自然災害等の事態への対応や地理的・経済的事情への配慮の観点から、面接試験のオンライン化は引き続き有効な手段であると考えられる。
- その際には、通信環境の不具合が生じ試験の継続ができない場合や入学志願者が通信環境を整えられない場合等への配慮が不可欠であり、例えば、あらかじめ予備日を設定する、日時を繰り下げ再試験の機会を設ける、志願者と個別に連絡をとって大学でのオンライン受験も可能とする、大学に連絡窓口を設け不測の事態に個別対応できるようにする等の措置を講じる必要がある。
- また、大学や高等学校の立地によってはオンライン入試の実施に十分な回線が確保されていない地域が一部に見られるとの指摘もある。大学や分野の特性によっては、対面での面接が欠かせないと判断される場合もあり得る。国においては、今年度の各大学における面接のオンライン化の実施状況や課題認識について実態を把握し、必要な措置を講じるとともに、障害者への合理的配慮も含めて、具体的な留意事項等を取りまとめて各大学に示すことが有益と考えられる。
- 他方、一般選抜における学力検査をオンラインで行うことについては、不正の防止方策等をはじめ、大学入学者選抜に求められる原則②（受験機会・選抜方法における公平性・公正性の確保）の観点から高いハードルがあるため、将来の技術進歩等もにらみながら、当面は先行事例の分析や研究を行うことが必要であると考えられる。
- また、英語資格・検定試験については、地理的・経済的な事情への配慮及び試験の安定的な実施の観点から、オンライン受検システムの導入について、試験実施団体と高校・大学関係者等で協議することが考えられる（※資料2「英語4技能の総合的育成・評価のあり方について【案】」参照。）。

### (大学入学共通テスト等の高校会場の拡充可能性の継続的検討)

- 大学入学共通テストについては、高校会場の拡充の検討が必要との指摘がある。このことについては、試験の安定的で確実な実施や大学・高校関係者の負担への配慮等も必要である上、地域の実情を踏まえる必要があるため、まずは、都道府県毎の大学・高校関係者の協議において、現状を踏まえた検討を促し、その結果を踏まえつつ、新たに設ける大学入試に関する常設の協議体において、継続的な検討を行うことが適当と考えられる（※第23回会議「ウィズコロナ、ポストコロナ時代の大学入学者選抜【案】」で討議。）。
- また、英語資格・検定試験については、大学入試のみならず、各学校段階の教育活動等において重要な役割を果たしていることに鑑み、高校会場の活用の促進について、試験実施団体と高校関係者等で協議することも考えられる（※資料2「英語4技能の総合的育成・評価のあり方について【案】」参照。）。

#### <これまでの主な意見>

- 実態調査では、「宿泊を余儀なくされる生徒が何百人もいる」とか、会場確保のために「公立の小中高で実施すべき」との声があった。地域によっては高校会場拡充の可能性についても検討に値する。
- 現在のセンター試験でもアクセスは完全に公平なわけではなく、たとえば北海道では、特急に乗って移動し、前泊・後泊して、3泊4日でセンター試験を受験するような生徒がいる。
- 多くの私大は共通テストに施設を提供しているが、半数が、今以上の負担は困難と考えている。
- 英語資格・検定試験実施団体が離島・へき地に試験会場を設置する際の経費を支援すべき。

## (低所得者への受検料等支援)

- 資料2「英語4技能の総合的育成・評価のあり方について【案】」に関する議論等を踏まえ、経済的に困難な事情を抱える者への支援策を検討することが必要と考えられる。

### <これまでの主な意見>

- 困窮層の大学進学率上昇は、子供の貧困対策大綱に位置づけられているが、依然として低い。高校在学中に必要な経費や大学入学に至るプロセスへの支援が相対的に手薄であり、改善を図る必要。
- 仮に全受験生に英語資格・検定試験の受検を求めないとしたら、格差の問題は相当解消するが、個別大学の選抜の話であっても、十分な受検機会の確保につながる支援方を検討すべき。
- 今回問題になった大学入試における英語試験の活用以外にも、高校教育においては、検定試験や模擬試験が広く活用されている実態を踏まえ、生活保護制度及び高校生等奨学給付金に検定試験等の受検料を対象経費として追加すべき。それに先立ち、学校での検定試験等の活用状況等の実態調査も必要。
- 英語4技能を含め、今回の実態調査の結果、大学入学者選抜で広く活用されていることが明らかになった資格・検定試験の実施団体に対し、低所得層の受検料を低減させる仕組みの導入を要請すべき。

## (3) 障害者への合理的配慮の充実

- 障害のある入学志願者に対しては、「障害者基本法」や「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の趣旨に十分留意し、その能力・意欲・適性、学習の成果等を適切に評価・判定するために必要な合理的配慮を行うことが重要である。
- 合理的配慮は、その実施に伴う負担が過重でないときに障害の特性や具体的場面・状況に応じて提供するものであり、一律の措置を求めることは難しいが、各大学においては、申し出があるときには個別に丁寧に相談に応じ、先行事例も参考としつつ、何ができるかを検討することが必要である。このため、障害のある学生等への支援について好事例の収集・提供等を行っている日本学生支援機構において、参考になる考え方や事例を示していくことが考えられる。
- また、英語資格・検定試験における合理的配慮の推進については、試験実施団体と高校・大学関係者等で協議することが考えられる（※資料2「英語4技能の総合的育成・評価のあり方について【案】」参照。）。

### <これまでの主な意見>

- 障害者に対する試験内容の調整に関し、安易な免除ではなく公平に評価する方法の検討が必要。
- 各大学において、専門性を有する支援部署を意思決定権者の下に設置すべき。
- 合理的配慮の提供に当たり、記載用のフォームが大学によって異なり、保護者や受験生の負担になっているとの指摘がある。フォームの標準化を図ってはどうか。
- 事前の相談に教員、保護者、支援者等が加わることの可否について取扱に差があるとの指摘がある。日本学生支援機構が参考になる考え方や事例を示してはどうか。
- 複数の資料を見比べて記述式で回答する問題は、視覚や読字、手書きに障害のある者の認知的な負荷を高め、思考力ではなく認知的能力を問ってしまう可能性がある。変更・調整を十分行う必要。
- 英語4技能評価における合理的配慮について、個々の大学が考えることは難しい。想定される障害については、具体的な配慮の在り方を国が示しておく必要。
- 英語資格・検定試験において、最初から完璧な合理的配慮の提供体制を構築することは困難。異議・不服申立て等を行える仕組みを構築していく必要。
- スピーキングテストにおける吃音者への合理的配慮として、①発話時間延長、②発話試験免除、③タブレット以外の形式での実施、④「話す」の重みづけ変更、⑤非流暢性を加味した評価が考えられる。
- 多くの英語資格・検定試験では診断書の提出を求めるが、吃音の診断ができる医師は少ない。ケンブリッジ英検は、言語聴覚士・公認心理士の意見書でも可としており、同様の扱いが広がるべき。

#### (4) 地理的・経済的事実等のある志願者を対象とした特別選抜等の実施

##### (地理的・経済的事実への対応)

- 今般の実態調査の結果、様々な優れた取組事例（例：進学第一世代を対象とした給費生選抜、児童養護施設の入所者を対象として検定料・入学金・学納金を免除した選抜区分の設定、児童養護施設の長の推薦による選抜、地方出身者・離島出身者を対象とした公募型推薦入試、昼間のキャンパスでの勤務を前提とした夜間学部の総合型選抜 等）が明らかになった。
- こうした取組は、大学入試における実質的な公平性の追求の観点から意義が大きいと、とりわけ特別選抜については、その趣旨・方法について社会に対し合理的な説明ができること（原則②：受験機会・選抜方法における公平性・公正性の確保）、志願者の入学後の教育に必要な学力の確保に留意すること（原則①：当該大学・学部での学修・卒業に必要な能力・適性の判定）が必要である。
- 国においては、こうした取組の横展開を図る観点から、大学入学者選抜実施要項で留意事項を示し各大学での取組の推進を図るとともに、日本学生支援機構等において好事例を公表することが適当である。

##### <これまでの主な意見>

- 難民対応入試などを行っている大学もある。公平性とは別に、ポジティブアクションも必要。
- 社会経済的条件による教育機会の偏りの是正について、大学団体としてポリシーを出すべき。
- 大学入学者選抜実施要項の配慮の対象を広げ、「年齢、性別や性的指向・性自認、障がいの有無、国籍、家庭環境、居住地域等に関して多様な背景を持った学生の受入れに配慮する」としてはどうか。
- 「医学部医学科の入学者選抜における公正確保等に係る緊急調査最終まとめ」では、年齢、現役・浪人の別、出身地域、居住地域等について別枠で行う入試においては、募集要項等に明記し、合理的な理由の説明があれば、取扱いの差異を設けることは可能と整理している。ここに経済的事実、国籍などの要素を加え、選抜実施要項に明記すべき。

【参考】実態調査（年齢、性別、国籍、家庭環境等に関して多様な背景を持った学生の受入れへの配慮  
（参考資料3 P154～158）

##### (実態調査と入試情報の公表)

##### 【※第23回会議「ウイズコロナ・ポストコロナ時代の大学入学者選抜【案】」において討議】

- 今般実施した大学入試実態調査については、エビデンスに基づいた大学入試政策立案の基礎的な資料として定期的に行うこととし、その中で、キャンパスの多様性を確保する大学の取組を把握し、優れた取組事例の普及に活かすべきである。
- また、国は、選抜基準、受験者数・合格者数・入学者数や属性別の内訳、合理的な配慮の提供状況をはじめ、入試に関する様々な情報の適切な公表を、各大学に求めるべきである。

##### <これまでの主な意見>

- 修学支援新制度は入学後のケアという意味で画期的だが、入学前の志願の動機づけが課題。様々な大学で特別枠の入試を行っている事例があり、分野の違いも含めた取組実態を調査で把握すべき。
- 大学入学者の性別・エスニシティ、出身地域や障害のある受験生の受入れ状況等に関しては、イギリス政府では調査と情報開示を実施している。日本政府としても本格的に取り組む必要。
- 選抜性の高い大学や理系学部で女性比率が著しく低い例も散見される。多様性を基盤とした創造的なキャンパスを実現する観点から、入学者に占める男女比率を法令上の情報公開の対象とすべき。
- 日本語指導が必要な生徒の大学等進学率は著しく低い。強靱な多文化共生社会を構築していく観点から、早期から進学意欲を高める支援が有効であり、大使館等の協力も得て啓発事業を行うべき。